

パートナー委員会ニュース

毎日のお仕事お疲れ様です。みなさんに、少しでも役立つ情報をお届けできればと思っております。今月は、3月にデパート健康保険組合から移行しました東京実業健康保険組合の付加給付金や各種健診についてお伝えします。

東京実業健康保険組合

付加給付金について

法律で定められた給付に加えて支給されるものです

		給付の種類 ()内は家族の給付	給付の条件		給付の内容
付加給付	現病 気や けが	一部負担還元金 (家族療養費付加金)	本人	1人1ヵ月(暦月)の間に1保険医療機関に支払った額(入院、外来、歯科等診療報酬明細書1件ごとに算出)が一定額を超えたとき	★ 支払った額(高額療養費が支給される場合はその額を除く)から25,000円(標準報酬月額53万円以上の方は50,000円)を控除した額を支給 (1,000円以上の場合に支給、100円未満の端数切捨て)
			家族		
	給	合算高額療養費 加	本人	合算高額療養費の支給を受けたとき	★ 合算高額療養費の支給の基礎となった自己負担限度額から診療報酬明細書等1件につき25,000円(標準報酬月額53万円以上の方は50,000円)を控除した額を支給 (1,000円以上の場合に支給、100円未満の端数切捨て)
			家族		
付	出 産	訪問看護療養費付加金 (家族訪問看護療養費付加金)	本人	訪問看護療養費(家族訪問看護療養費)の支給を受けたとき	★ 一部負担還元金(家族療養費付加金)の場合と同じ
			家族		
付	死 亡	出産育児一時金付加金 (家族出産育児一時金付加金)	本人	出産育児一時金(家族出産育児一時金)の支給を受けたとき	1児につき 35,000円 を支給 プラス+
			家族		
付	死 亡	埋葬料付加金 (家族埋葬料付加金)	本人	埋葬料の支給を受けたとき	50,000円 を支給 プラス+
			家族		家族埋葬料の支給を受けたとき

これまでは標準報酬月額に関係なく35,000円控除(1,000円未満切捨)

プラス+ はデパート健康保険組合にはなかった給付金です。(自動支払い方式のため、個別の申請は不要です)

★ は対象の標準報酬月額50万円以下の方は自己負担額が約25,000円、53万円以上の方は約50,000円になることを意味します。

※標準報酬月額とは毎月の社会保険料を計算するための基準となる金額で、基本的に4~6月の給与の平均額をもとに決まります

各種健診について

総合健診

(日帰り人間ドッグ)

40歳以上の被保険者・被扶養者

1年度に1回(通年実施)

契約健診(医療)機関にて
検査料金の3割(税別)負担
で受けられる

契約健診機関



(これまでは上限30,000円まで補助)

インフルエンザ予防接種

(9月1日受付開始)

被保険者・被扶養者

1年度に1回(10月~3月)

契約医療機関にて接種料金
から補助金1,000円引いた額
を窓口で支払い。

(他補助と併用不可)

令和3年度
契約医療機関

**契約医療機関に予約、
利用券の発行が必要**



(これまでは後日補助金として1,000円給付)

その他

所定の健診に対して、契約
健診(医療)機関以外で受診
したもののへの補助金制度も
あり

詳しくはこちら



お得に利用できる
保養所もあります

インフルエンザ補助金4月20日最終締め切りです!

まもなく、インフルエンザ補助金の第2回目の申請を締め切ります。

上にも書きましたように、次の9月から会社に申請していたインフルエンザ補助金が変わります。特定の医療機関での接種となるため、接種される方はお早めのご予約をおすすめします。組合としての補助は継続を予定しておりますので、次回もご活用ください。

アークランドグループ労働組合は
かわいたかのり&田村まみを
応援します

LINE公式アカウント
ご活用ください
ニュースやイベントなどの
情報をお届けしています



UAゼンセン 組織内参事 高橋 貴夫

かわいたかのり
LINEを
はじめました!!

かわいたかのり
ホームページ→



発行責任者
安達
編集責任者
甲村
☎ 0256-68-6810